

## 2018年6月定例議会 討論

2018年6月29日

すます 伸子

日本共産党のすます伸子です。

私は、日本共産党県議団を代表し、議案2件について委員長報告のとおり決することに反対する立場で陳情5件につきましては委員会の申し出の通り決することに反対の立場で、その主なものについて理由を述べます。

まず、議第81号の地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例について、国が昨年、企業立地促進法を抜本改正した「地域未来投資促進法」の施工にともないだされたものです。これまで、企業立地促進法で、補助金を積み上げ企業誘致競争を自治体間で進めてきました。わが党は、補助金の積み上げ合戦で大企業に優遇措置が講じられ、地域間格差が拡大されることや、地場産業や中小まち工場などのモノづくり支援が後退していることを指摘してきました。経済産業省はこの度、大企業の工場を誘致するといった事だけでは、地域に好循環の流れは実感されないとして、今度は地域の中核企業を指定し、地域経済牽引事業として、予算・税制・金融・規制緩和などを集中的に支援していくと未来投資促進法が制定されました。

全国ではすでに2148社の地域未来牽引企業が選定され岡山県も45社が公表され、さらにこの度岡山県でも地域経済牽引事業の事業計画が14社承認されています。この事業者には集中的に特別の支援が行われます。一つに法人税の減税・不動産取得及び固定資産税の減免、二つに地方創生推進交付金の支援、三つ目に規制の特例措置として、この事業者特別の提案制度があり、住宅専用地域のゾーニングの変更や景観条例の変更、優良農地転用も配慮規定名はいるなど、地方版特区ともいえる特権、四つ目に日本政策金融公庫による低利融資などで

す。

この制度は、圧倒的多数の地域中小企業、小規模事業所を蚊帳の外に置き、一握りの「稼ぐ力」のある中核企業のみ、特権的な支援をする制度であり、地域の均衡ある発展や、これまで大切としてきた産業集積の重要性も投げ捨てられ、新たな格差を生み出す可能性があります。

県の中小企業振興条例では、基本理念の中で、中小企業・小規模事業所の自主的な努力を基本として、県民生活を支える重要な存在であるという基本認識に立ち、成長と持続的な発展を図るとしています。特化した企業に集中的に支援するのではなく、県の振興条例に即した支援の強化こそ求められています。運用に当たっては、慎重に、市町村や地域住民の声を聴くことを基本にする対応が求められると思います。以上の理由からこの度の議案の県税の特例にかんする条例は、地位域未来投資促進法の関係であり、委員長の報告の通り決することに反対をいたします。

次に、陳情第93号足守・大井・栗井地区太陽光発電所設置計画に関することについてです。

全国的にも大規模な開発を伴うメガソーラーの建設が住環境や自然環境に大きな影響をもたらすとして住民とのトラブルが起き問題となっています。岡山県においても、ゴルフ場の跡地などに太陽光パネルが並ぶということがつづき、「水の流れが変わった」「景観が変わった」「災害が心配」など住民との軋轢が起こっています。

そんな中、環境省がまとめた「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集」では、32道府県と9市が環境影響評価の対象にしていると紹介し、さらに最近では、事業計画の提出や近隣住民の説明を義務付けることはもちろん、環境保全を目的にメガソーラーの規制の条例制定をする県も広がって

います。

この度の陳情にある、計画地域に土石流警戒区域が含まれ集落が隣接しているということですので、防災上住民の安全、安心を守る観点から開発許可はすべきではありません。しかし、現状では、環境影響評価でさえ実施されないことにならないというのが現状です。

岡山県は、環境影響評価の対象から太陽光発電を除外しており、現在住民が懸念している問題を行政として評価できないことは、大きな問題であり、直ちにこの度の計画の環境影響評価をするよう求めるものです。

昨年の11月議会で、わが党の森脇久紀議員が、一般質問で、このメガソーラーの問題で質問したことに対し、知事は「岡山県民の住環境を守る立場として、私としてもその開発がどうなのか、しっかり関心を持って見守りたいと思います。私自身は、現在の法令等で守り抜けると思っておりますけれども、もし守れないということでありましたら、そこで新たな対策も考えなければいけないと考えております。」という丁寧なご答弁をされております。森林法や県自然保護条例などでは、メガソーラーの特有の森林伐採を伴う面開発からおこる問題点を総合的に判断して可否を決めていくものとはいえません。岡山県でも、時代の変化に対応し、太陽光事業の環境保全対策にかかわる条例やガイドラインの設置など新たな対策で、対応していただきたいと考え、この度の陳情に賛成します。

次に陳情80号はこの6月から施行された住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法についてです。

今度の「民泊新法」は、届出さえすれば営業を認めるもので、家主不在型民泊もあり、住民とのトラブルの懸念があります。この度、法律施工後も大手民泊仲介サイトで「架空の届け出番号」で違法物件の掲載を続けていたことが判明し、問題になっています。違法物件の広がりも深刻です。緊急に民泊の実態を把握し、その

結果に基づいて違法、悪質な業者を厳しく取り締まることのほうが求められているのではないのでしょうか。

そんな中、都道府県や政令市、中核市など150自治体のうち約50が条例等で営業日数などを“上乗せ制限”しました。倉敷市も対応しています。

民泊(住宅宿泊事業等)に、旅館業法なみのルールを適用するよう見直すよう国に要望すべきと考え、この陳情に賛成します。

以上討論とします。